(PDF版・4-7)『教会教義学 神の言葉II/2 神の啓示<下> 聖霊の注ぎ』「十八節 神の子らの生活——三 神の讃美」

(文責・豊田忠義)

「十八節 神の子らの生活――三 神の讃美」(482-491 頁)

イエス・キリストにおける神の自己啓示からして、そのイエス・キリストにおける神 の自己「啓示自身が持っている啓示に固有な自己証明能力」の<総体的構造>の中での、 三位一体の唯一の啓示の類比としての神の言葉の実在の出来事である、それ自身が客観 的なイエス・キリストにおける「啓示の出来事」の中での主観的側面である「復活され 高挙されたイエス・キリストから降下し注がれる」 聖霊の業であり啓示の主観的可能性 として客観的に存在している第一の形態の神の言葉であるイエス・キリスト自身(「啓 示ないし和解の実在」そのもの)を起源とする「神の言葉の三形態」(換言すれば、キ リスト教に固有な類と歴史性)の関係と構造(秩序性)における第二の形態の神の言葉 である聖書(その最初の直接的な第一の、「啓示ないし和解」の「概念の実在」、すなわ ち預言者および使徒たちの「イエス・キリストについての言葉、証言、宣教、説教」) を、自らの思惟と語りと行動における原理・規準・法廷・審判者・支配者・標準として、 終末論的限界の下でのその途上性において絶えず繰り返し、それに対する他律的服従と そのことへの決断と態度という自律的服従との全体性において、それに聞き教えられる ことを通して教えるという仕方で、純粋な教えとしてのキリストにあっての神・キリス トの福音を尋ね求める「**神への愛」――この常に先行する「神の愛」に対する後続する** 感謝の応答としての「第一の命令〔「神への愛」〕の全体性と絶対性こそ」が、「現在の 過ぎ去りゆく世のただ中で」、**第二の命令としての**そのような「神への愛」を根拠とし た「神の讃美」としての「隣人愛」という「具体的形態をもつことを要求し要請してい る」。最後に、そのような**第二の命令としての「隣人愛」――**すなわち「**あなたの隣人** を、自分自身のように愛しなさいという命令」が、「神とわれわれの間の関係、神の行 動とわれわれの行動の間の関係の総括的な命題の中で解明されなければならない」。な お、イエス・キリストにおける神の自己「啓示自身が持っている啓示に固有な自己証明 能力」の<総体的構造>については、(PDF 版・その1) <イエス・キリストにおける神 の自己啓示>およびくその自己証明能力の総体的構造>ならびにくまことのイスラエ ル、民、イエス・キリストの教会>を参照されたし。

前段の第二の命令における「**自分自身のようにという命令**」は、あの第一の命令としての「神への愛」を根拠とした「神の讃美」しての第二の命令としての「隣人愛」と並んだ、「第三の命令」――すなわち、「隣人愛の尺度および原理」、「正規のひな型であり模範」としての「**自我愛の命令を意味していない」**、自己愛の対象的な疎外の命令、自己愛の外化(表現)の命令を意味していない。そのような「第三の命令として解釈することは、拒否されている」。したがって、「自分自身のようにという命令」

は、「その時代の人間中の様々な敗残者に対して、熱心に博愛的配慮……教育的配慮 を行う」ことを、また「大規模な世界改良の偉大な計画に邁進する」ことを、また 「大衆や時代の傾向と手をたずさえて、ある種の正義に邁進する」ことを意味してい ない。言い換えれば、「自分自身のようにという命令」は、われわれ人間の隣人愛が、 たとえ自分の身と心を尽くしたそれであっても、たとえ最後的に自分の命を賭したそ れであっても、どうしても不可避的に、必然的に、自己愛の対象的な疎外、自己愛の 外化(表現)としかならないということに対する、また過渡的緊急的部分的相対的な ものとしかならないということに対する「自我愛の限界づけである」。したがって、 「わたしはわたしの隣人を愛する時」、「自分自身を求め、自分自身に仕え、自分自身 のことを考える」「自我愛〔「罪」〕としかならないことを告白しなければならないので **ある**」、自己愛の対象的な疎外としかならないことを、自己愛の外化(表現)としかな らないことを告白しなければならないのである。したがってまた、「**わたしがわたしの** 隣人を愛するならば、そのことはまさにわたしの自我愛に対する裁きであるのであっ **て**〔常に先行する「神の愛」に対する後続する感謝の応答としての「神への愛」と、 そのような「神への愛」を根拠とした「神の讃美」としての「隣人愛」からする、「自 我愛」の徹底的な自己相対化であるのであって]、**決して自我愛の間接的な正当化では ないのである**」――この認識と自覚に基づいて、「はじめて、そもそも愛しはじめるの である」。「実際には愛していないものとしてのわれわれに対し、われわれが現にある がままの罪人としてのわれわれに対し、〔キリストにあっての神によって〕隣人を愛す ることが命じられているのである」。「自我愛という実在、したがって罪の実在こそ、

常に先行する「神の愛」と、そのような「神への愛」を根拠とした「神の讃美」としての「隣人愛を命じられているわれわれは、一体誰であるのか」、「単に証しをすべきであるばかりでなく、むしろ証人であるべきわれわれ」は、その「言葉、行為、態度において、何をさし出し、提供すべくもっているのか」――「われわれは、われわれ自身を、ただ罪人としてさし出し提供することができるだけである」。言い換えれば、「われわれがわれわれの隣人を愛する時」、われわれは、「われわれ自身を愛するということ」、すなわち自己愛の対象的な疎外としかならないということ、自己愛の外化(表現)としかならないということ、それ故に「そもそもわれわれの中に何の愛もないということ」、それ故に「罪の実在しかみないということを告白し提供することができるだけである」。何故ならば、それが人間論的な自然的人間であれ、教会論的なキリスト教的人間であれ、誰であれ、その現にあるがままの現実的なわれわれの人間的存在、「われわれの現実存在は、生来、そして不断に、愛に対して不正を行うものの現実存在である」からである。したがって、「わたしが、「あのく総体的構造〉に基づいた「神への愛」と、そのような「神への愛」を根拠とした「神の讃美」としての「隣人愛」という連関・循環において、」

……現在の、過ぎ去りゆく世における神の子供たちの生活の実在でもある」。

わたしの隣人を愛するならば、そのことはまさにわたしの自我愛に対する裁きを意味す るのである」。その時、「**善意の欺瞞**は粉砕されるのである」――「ドストエフスキーの 書いたあの大審問官は、神と人間に対して、疑いもなく善意をいだいていたのであるが、 彼が神と人間に仕えようと願ったのは、ただ**彼の善意〔「わがまま勝手な」恣意的独断 的な「彼の善意**」〕によってに過ぎなかった。したがって、彼の奉仕は、最も洗練され た支配行為に過ぎなかったのである。神と人間についての独断的な観念に基づく独断的 に考え出された救いの計画と救いの方法が支配するところ (彼自身の人間的理性や人間 的欲求やによって恣意的独断的に対象化された客体化された「救いの計画と救いの方法 が支配するところ」、「平和の計画と平和の方法が支配するところ」〕、そのようなところ では、その意図がたとえどのように心から善いものであり、敬虔なものであっても、〔キ リストにあっての神としての〕神に対しても人間に対しても、真に奉仕が行われること はないであろう。またそのようなところには、教会は存在しないのである。そのような 救いの計画と救いの方法の独断性〔平和の計画と平和の方法の独断性〕が、〔キリスト にあっての神としての〕神に余りに僅かしか信頼せず、人間に余りに多く信頼するとい う点に現われるということは疑いない〔すなわち、彼自身の人間的理性や人間的欲求や によって恣意的独断的に対象化された客体化された「存在者レベルでの神」、物語世界・ 神話、意味的世界に余りに多く信頼するという点に現われるということは疑いない〕」 (『啓示・教会・神学』)。自己欺瞞に満ちた市民的常識、市民的観点は粉砕されるので ある。宗教者、知識人、善人、教育者、道徳家、慈善家等々、誰であろうと、現実的な 戦争とか愛憎問題とか利害対立とかの不可避な「機縁」(契機)さえあれば、自分が意 志しなくとも、人一人だけでなく多数の人を侵害したり殺したりし得るのである。情報 科学や情報技術の高度化によって、すなわち日々様々なメディアから流されるニュース によって、そのことが、現在、様々な領域で全面的に裸形化してきていることを知るこ とができる。

この「われわれが罪人であるということ」、「われわれの中には何の愛もないということ」の認識と自覚の下で、すなわち「自我愛の限界づけ」の認識と自覚の下で、「われわれは、同胞としての隣人に対して、彼の困窮状態の仲間としてばかりでなく、彼とわれわれの困窮状態からのキリストにおける救いについて知っている者として」、徹頭徹尾神の側の真実としてある、それ故に「成就と執行」、「永遠的実在」としてある、個体的自己としての全人間・全世界・全人類の究極的包括的総体的永遠的な救済(この「包括的な救済概念は、平和の概念と同じである」)そのものは「ただイエス・キリストの名だけ」であることを知っているものとして、「同胞としての隣人にあえて接してゆこうとするのである」。何故ならば、「われわれが、この現在の、過ぎ去る世において」、そのキリストにあっての神としての「神の命令が、〔あの〈総体的構造〉に基づいて、〕われわれを愛へと召し出し、イエス・キリストの本当の証人の立場におく時」、そして「われわれに対する〔「自我愛」に対する〕裁きを遂行する時」、「われ

われを排除せず、むしろ含み入れており、われわれを神の子供として、困窮状態にあ っての〔キリストにある「偉大な」〕助けを知っている者として、神からの委任を得、 それを実行し得る者として、**束縛ではなく自由を与えられた義トサレタ罪人として**」、 その「**神の命令に対して従順であることを欲し給う**」からである、キリストにあって の神としての「神は、われわれの存在について決定的なことをご存知である」からで ある。このことは、「われわれに対し神の命令そのものを通して言われている」。した がって、「われわれの讃美が受け入れられ得るのか、われわれが隣人を愛する愛が本当 であるのかということについての心配は、神に委ねてよいのである」。すなわち、「こ の命令の成就に関する心配をすべて神になげかけるように招かれているということ は、この命令の中に含まれている福音である」。ここでも、神の命令・要求・要請、律 法は、純粋な教えとしてのキリストの福音を内容とする福音の形式としてのそれであ るから、「われわれは、隣人に対して一体何である得るのかと言えば、われわれは、彼 を……われわれ自身のように、換言すれば、自分自身を愛する者として」、それ故に 「愛のない者として、愛することができるだけなのである」。この認識と自覚の下で、 あの<総体的構造>に基づいた「神への愛」と、そのような「神への愛」を根拠とし た「神の讃美」としての「隣人愛」という連関・循環において、教会自身とすべての 人々が純粋な教えとしてのキリストの福音を現実的に所有することができるために、 純粋な教えとしてのキリストの福音を告白し証しし宣べ伝えていくことができるだけ である、イエス・キリストをのみ主・頭とするイエス・キリストの「ヒトツノ、聖ナ ル、公同ノ教会」共同性を目指して行くことができるだけである。われわれが、「あの 命令の裁きに本当に服するならば〔常に先行する「神の愛」に対する後続するあの< 総体的構造>に基づいた感謝の応答としての「神への愛」と、そのような「神への 愛」を根拠とした「神の讃美」としての「隣人愛」という連関・循環において、**自我 愛に対する裁き**に本当に服するならば〕、われわれは命令に対し、ただ命令によって裁 かれた者としてのみ従うことができる……」、「またわれわれは命令に対し、まさに命 令によって裁かれた者としてのみ従うことがゆるされているということこそ、……こ の命令の中に含まれている福音である……」。ここには、「何も隠さなければならない ものはない」、それ故に「善意の偽善はない」のである。ここでは、「われわれは、隣 人をただ、〔その「言葉、行為、態度」、その「語り、行為、存在」、その存在、思考、 実践において、〕あるがままのわれわれとして愛することができるし、愛すべきなので ある」、それ故に「『自分自身のように』愛すべきなのである」。言い換えれば、「徹頭 徹尾、……愛のないわれわれに対し愛しなさいといって命じられる方こそが」、まさに 「神自身の人間に対する神の愛と神に対する人間の愛の同一である」「イエス・キリ ストにおける神の愛」こそが、「われわれの行動が本当の愛することであるであろうこ とに対し配慮をして下さることに、信頼しつつ、われわれに命じられていることを敢 えてなすことができるだけなのである」。「**われわれは**、わたしの隣人とわたしが出会

うこの出会いにおいて、イエス・キリストがその場にいてくださるということ、そこでは**イエス・キリストの事柄が問題であってわれわれの事柄が問題なのではないということ**、また**彼がご自分の事柄を正しく勝利へと導き給うであろうということ**……、**そのことに頼らなければならない**」。何故ならば、イエス・キリストこそが、「わたしの奉仕をお用いになるであろう」からであり、「それと同時にわたしの奉仕を本当の奉仕になし給うであろう」からである。「すべては、〔あの<総体的構造>に基づいて〕繰り返しただ信頼することであることができるだけである」。

「ただひたすらイエス・キリストにのみ信頼するということ」は、すなわち第一の形態の神の言葉であるイエス・キリスト自身(「啓示ないし和解の実在」そのもの)を起源とする第二の形態の神の言葉である「聖書〔その最初の直接的な第一の「啓示ないし和解」の「概念の実在」〕に絶えず繰り返し聴従するということ」は、次のような「二重の定義の中で解明することができる」。

(1) そのことは、第三の形態の神の言葉である全く人間的な教会に属する「人が、 ……言葉、行為、態度を通して証人であるべく隣人に向かう時」、「彼がもつ勇気はた だ、彼が〔聖書を自らの思惟と語りと行動における原理・規準・標準とした〕教会の 奉仕、教会の使命および委任に自分を従わせる際にもつ**謙遜の勇気でのみあることが** できる」。イエス・キリストにおける神の自己啓示は、その「啓示自身に固有な自己証 明能力」として、「存在的な必然性」(客観的なその「死と復活の出来事」としてのイ エス・キリストにおける「啓示の出来事」)と「認識的な必然性」(客観的なイエス・ キリストにおける「啓示の出来事」の中での主観的側面としての「聖霊の注ぎ」によ る「信仰の出来事」)を前提条件とした(換言すれば、「啓示の出来事」と「信仰の出 来事」、「啓示と信仰の出来事」に基づいた)主観的な「認識的なラチオ性」(徹頭徹尾 聖霊と同一ではないが、聖霊によって更新された人間の理性性)を包括した客観的な 「存在的なラチオ性」――すなわち、それ自身が聖霊の業であり啓示の主観的可能性 として客観的に存在している第一の形態の神の言葉であるイエス・キリスト自身(「啓 示ないし和解の実在」そのもの)を起源とする「神の言葉の三形態」における第二の 形態の神の言葉である聖書(その最初の直接的な第一の「啓示ないし和解」の「概念 の実在」)、それからその聖書を自らの思惟と語りと行動における原理・規準・標準と した第三の形態の神の言葉である教会の<客観的な>信仰告白および教義(Credo)と いう<総体的構造>を持っていることからして、「個々の人間による和解の主体的実現 という問題は、絶対に欠くことの出来ない問題ではある」が、「イエス・キリストにお いて客観的に起った和解の主体的実現」は、「まず第一に教団において、イエス・キリ ストの聖霊の業として遂行される」(『カール・バルト教会教義学 和解論 I / 1』)。し たがって、第三の形態の神の言葉である「教会の奉仕、教会の使命および委任に自分 を従わせる際にもつ**謙遜の勇気」は、**あの<総体的構造>の中での客観的なイエス・ キリストにおける「啓示の出来事」の中での主観的側面としてのキリストの霊である

「聖霊の注ぎ」による「信仰の出来事」に基づいた「啓示されてあること」としての 第一の形態の神の言葉であるイエス・キリスト自身(「啓示ないし和解の実在」そのも の)を起源とする「**神の言葉の三形態」の関係と構造(秩序性**)における第二の形態 の神の言葉としての聖書(その最初の直接的な第一の「啓示ないし和解」の「概念の 実在」)を、自らの思惟と語りにおける原理・規準・標準として、終末論的限界の下で のその途上性において、絶えず繰り返し、それに対する他律的服従とそのことへの決 断と態度という自律的服従との全体性において、それに聞き教えられることを通して 教えるという仕方で、純粋な教えとしてのキリストにあっての神・キリストの福音を 尋ね求める「神への愛」と、そのような「神への愛」を根拠とした「神の讃美」とし ての「隣人愛」という連関・循環において、イエス・キリストをのみ主・頭とするイ エス・キリストの活ける「ヒトツノ、聖ナル、公同ノ教会」共同性<**となる**>ことに よって、「まことのイエス・キリストの教会」くである>ことを目指すという点にあ る、教会自身とすべての人々が純粋な教えとしてのキリストの福音を現実的に所有す ることができるために、純粋な教えとしてのキリストの福音を告白し証しし宣べ伝え て行くという点にある。「**何人も神の子供であることなしに**〔あの<総体的構造>に基 づいて繰り返し〕**聞くことはできない**が、同時にまた**何人も**、〔あの<総体的構造>に 基づいて〕聞くことなしに、しかも〔あの<総体的構造>に基づいて〕**繰り返し聞く** ことなしに、神の子供であることはできない」。「神に愛された」、「聞くイスラエル」、 「聞くイエス・キリストの教会」、聞く民、聞く神の子供たちは、あの<総体的構造> に基づいて、おのずから必然的に、絶えずくり返し、その「愛の命令の成就に向かっ て進んでゆく」。「イエス・キリストの中で、神は彼らのために味方してい給う。 した がって、イエス・キリストの中で、彼らは、命令を聞くことによって、愛するものと **しての彼ら自身の未来を、彼らが**〔あの<総体的構造>に基づいたあの「神への愛」 と、そのような「神への愛」を根拠とした「神の讃美」としての「隣人愛」という連 関・循環において〕 律法 〔純粋な教えとしてのキリストの福音を内容とする福音の形 式としての律法、神の命令・要求・要請――すなわち、教会自身とすべての人々が純 粋な教えとしてのキリストの福音を現実的に所有することができるために、純粋な教 えとしてのキリストの福音を告白し証しし宣べ伝えて行くこと〕**を成就する成就をつ かむのである**」。「教会は、〔あの<総体的構造>の中での神のその都度の自由な恵みの 決断による「啓示と信仰の出来事」に基づいて〕人間が神に聞くというこの一事によ って――神が人間に語り給うゆえに聞き、〔第一の形態の神の言葉であるイエス・キリ スト自身を起源とする第二の形態の神の言葉である聖書を、自らの思惟と語りと行動 における原理・規準・標準として〕神が人間に語り給うことを聞くというこの一事に よって、基礎づけられ、支えられているのである。(中略)このことが起こるところ、 そこではたとえ二人三人の集まりであっても、またこの二人三人が決して選り抜きの 人でなくても、また高い水準にさえ達していなくても、またむしろ人間の屑に属する

者であるようなことがあっても、教会は存在する」、したがって、そうでない時には、「どのような大群衆をその中に擁し、どのように優れた個人をその中に擁していても教会は存在しない。またそれが、もっとも豊かな生命を示し、国家と社会において、どのように尊敬されようとも教会は存在しない」のである(『啓示・教会・神学』)。

あの<総体的構造>に基づいた「神への愛」と、そのような「神への愛」を根拠とし た「神の讃美」としての「隣人愛」――すなわち、教会自身とすべての人々が純粋な教 えとしてのキリストの福音を現実的に所有することができるために命じられた、イエ ス・キリストにおける「福音を証言するようにとの委任」は、「教会に対して与えられ た委任である」。「**イエス・キリストの現臨」**、「人間的倒錯のさ中にあってなおかつ支配 し給うイエス・キリストの支配、イエス・キリストによって語られた罪のゆるしの力、 彼の名においてなされる行為」――この「証言するようにとの委任に伴う約束も、…… **教会に与えられた約束である**」。「教会を通し聖なる洗礼の中で、聖霊の約束のもとにお かれ、教会を通して教えられ、慰められ、導かれ、教会を通して聖なる晩餐の中で、キ リストのまことのからだと血をもって永遠の生命に至るよう食物と飲物を与えられて」、 その現にあるがままの「わたしの現実存在のこの聖礼典的な状態と秩序の中で、わたし は、あの信頼をつかみ、あの信頼を実行に移すであろう」、あのく総体的構造>に基づ いて純粋な教えとしてのキリストにあっての神・キリストの福音を尋ね求める「神への 愛」と、そのような「神への愛」を根拠とした「わたしの隣人を愛する愛に向かっての、 全く具体的な勇気をもつであろう」。このように、あのく総体的構造>に基づいた「神 の子供たちの生活は神の教会の生活以外のなにものでもない」。

(2) そのことは、「祈りや隣人を愛すること」は、ちょうど「教会や洗礼や晩餐が信 頼することの客観的な規定である」ように、「**信頼することの主観的規定である**」。この ように、「教会に与えられた約束は、どうしてもそのひとりびとりの会員によって繰り 返し受け取られることを欲している」。「教会に宣教を義務づけている」ところの第一の 形態の神の言葉であるイエス・キリスト自身を起源とする第二の形態の神の言葉である 聖書を、自らの思惟と語りと行動における原理・規準・標準とした第三の形態の神の言 葉である「委任と約束をもった教会」は、「いうまでもなく、その罪深い会員たちの中 で生きる」。「主は、その自由な恵みの中で」、そのような教会共同性における「ひとり びとりの会員に向かってそれぞれ個人的に語られる……」。「**最後的には**」、「**われわれは**、 隣人を、……われわれが、われわれのためおよび隣人のために<祈るということ……と ともに愛することができるだけ>である」。その「祈り」は、「イエス・キリストが、約 束にしたがって、われわれのためおよび彼のために、**われわれの身にそして彼の身に**、 **そのみ業[「啓示ないし和解」]をなしとげてください**」というそれである。何故ならば、 人間論的な自然的人間であれ、教会論的なキリスト教的人間であれ、誰であれ、「すべ ての人間は、キリストの実質上の兄弟である」からであり、「キリスト者になる以前で も、彼は、〔その現にあるがままで〕キリストにおける神との連続性の中にいる」から

であり、「ただ、彼はそのことをまだ発見していないだけである〔あの<総体的構造>の中での神のその都度の自由な恵みの決断による「啓示と信仰の出来事」に基づいて終末論的限界の下で啓示認識・啓示信仰していないだけである〕」からである。あの<総体的構造>に基づいた純粋な教えとしてのキリストにあっての神・キリストの福音を尋ね求める「神への愛」と、そのような「神への愛」を根拠とした「神の讃美」としての「隣人愛」という連関・循環の中で、「神を愛する神の子供たちは生きる」。何故ならば、「われわれが、……手をのばす前に、手をのばすことなしにも」、「神ご自身が、彼らをまず最初に愛して下さったからである」。

—7—